

北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規則

○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
(水産経営課) 一〇五

○特定調達契約に係る落札者等の公示(二件)
(広報広聴課) 一〇六

○結核予防法による医療担当機関の指定
(保健予防課) 一〇七

○土地改良区の役員の退任の届出
(土地改良指導課) 一〇七

○土地改良区連合の定款の変更の認可
(土地改良指導課) 一〇七

○道営土地改良事業変更計画の決定
(土地改良指導課) 一〇七

○平成十三年度北海道改良普及員資格試験の実施
(農業改良課) 一〇七

○肥料の登録
(流通対策課) 一〇八

○肥料の登録の失効
(流通対策課) 一〇九

○漁船損害等補償法の規定に基づく加入区の指定の一部改正
(水産経営課) 一〇九

○知事権限に係る保安林の指定の予定
(治山課) 一〇九

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定
(治山課) 一〇九

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定
(治山課) 一〇九

○道路の区域の変更(二件)
(道路整備課) 一一〇

○道路の区域の変更及び供用の開始(二件)
(道路整備課) 一一二

○道路の区域の変更の一部改正
(道路整備課) 一一二

○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可
(砂防災害課) 一一三

○都市計画事業の認可
(都市環境課) 一一三

○都市計画事業の事業計画の変更の認可
(都市環境課) 一一三

○都市計画事業の認可の一部改正
(公園下水道課) 一一四

○公募型プロポーザルの実施
(文書館) 一一四

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し
(文書館) 一一四

○資金業の規制等に関する法律の規定による資金業者の登録の取消し
(文書館) 一一五

○一般競争入札による道有財産(船舶)の売払いの一部改正
(文書館) 一一五

道立函館水産試験場告示

○一般競争入札による道有財産(船舶)の売払いの一部改正
(文書館) 一一五

道警察本部告示

○一般競争入札の実施に関する公告

公布された規則のあらまし

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(規則第七十九号)

一 趣旨

漁業近代化資金の利子補給率を改定することとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

漁業近代化資金の利子補給率のうち、〇・四パーセントのものを〇・二ポイント引き上げることとした(第二条第二項の表関係)。

三 施行期日等

この規則は、公布の日から施行し、平成十三年四月二日以後の利子補給承認分から適用することとした。

規則

規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年五月十五日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第七十九号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則(昭和四十四年北海道規則第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「年〇・四パーセント」を「年〇・六パーセント」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成十三年四月二日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告示

告示

北海道告示第 873 号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成13年 5 月15日

北海道知事 堀 達 也

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

(1) 落札に係る特定役務の名称

ア 広報誌「ほっかいどう」を市町村及び北海道の指定する町内会等住民組織まで運送する業務 1 部当たりの単価

イ 広報誌「ほっかいどう」を町内会等住民組織を経由して各家庭まで運送及び配布する業務 1 部当たりの単価

ウ 広報誌「ほっかいどう」を新聞販売店を経由し各家庭まで運送及び配布する業務 1 部当たりの単価

(2) 数 量

ア 広報誌「ほっかいどう」を市町村及び北海道の指定する町内会等住民組織まで運送する業務 調達予定数量 2,276,000部

イ 広報誌「ほっかいどう」を町内会等住民組織を経由して各家庭まで運送及び配布する業務 調達予定数量 3,198,000部

ウ 広報誌「ほっかいどう」を新聞販売店を経由し各家庭まで運送及び配布する業務 調達予定数量 739,000部

2 落札を決定した日

平成13年 4 月17日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 日本通運 株式会社

代表取締役社長 岡部 正彦

(2) 住 所 東京都千代田区外神田 3 丁目12番 9

日本通運株式会社

4 落札金額

(1) 広報誌「ほっかいどう」を市町村及び北海道の指定する町内会等住民組織まで運送する業務 1 部当たりの単価（単価には、配布手数料を含まない。）

8,39円

(2) 広報誌「ほっかいどう」を町内会等住民組織を経由して各家庭まで運送及び配布する業務 1 部当たりの単価（単価には、町内会等住民組織に支払う配布手数料13円を含む。）

24,05円

(3) 広報誌「ほっかいどう」を新聞販売店を経由し各家庭まで運送及び配布する業務 1

部当たりの単価（単価には、新聞販売店に支払う配布手数料15円を含む。）

26,05円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成13年北海道告示第329号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総合企画部政策室広報広聴課

(2) 所在地 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道告示第 874 号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成13年 5 月15日

北海道知事 堀 達 也

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

(1) 随意契約に係る特定役務の名称

広報誌「ほっかいどう」を製作するに当たった企画、取材、原稿作成、編集、印刷及び製本までの一連の業務

(2) 数 量

9,525,000部

2 随意契約の相手方を決定した日

平成13年 4 月25日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社 電通北海道

(2) 住 所 札幌市中央区大通西 5 丁目11番地 1

4 随意契約に係る契約金額

203,995,496円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 1 号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総合企画部政策室広報広聴課

(2) 所在地 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道告示第 875 号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第 1 項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成13年 5 月15日

		北海道知事 堀 達 也	
医 療 機 関 の 名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
ハイレンメデイカルケミカル薬局 美原店	(株)ハイレンメデイカル	函館市美原 3 丁目 2 番13号	平成13. 5. 8
ハイレンメデイカルケミカル薬局 中の沢店	(株)ハイレンメデイカル	桔梗町372 - 377	同
ハイレンメデイカルケミカル薬局 昭和店	(株)ハイレンメデイカル	同 昭和 1 丁目 4 番19号	同

北海道告示第 876 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、愛別土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成13年 5 月15日

退 任 年 月 日	理 事 ・ 監 事 の 別	氏 名	住 所
平成13. 4. 27	理 事	押 川 博	北海道知事 堀 達 也 所 上川郡愛別町字金富190番地

北海道告示第 877 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第 2 項の規定により、平成13年 5 月 1 日、雨竜川土地改良区連合の定款の変更を認可した。

平成13年 5 月15日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 878 号

道営土地改良（朝日地区ほ場整備 [担い手育成型]（ほ場整備、暗きよ））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道胆振支庁に備え置いて、平成13年 5 月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年 5 月15日

北海道告示第 879 号

農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第14条の 3 第 2 項の規定により、平成13年度北海道改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

平成13年 5 月15日

		北海道知事 堀 達 也	
第 1	試 験 の 期 日		
1	筆 記 試 験	平成13年 8 月20日（月）	
2	口 述 試 験	平成13年 9 月10日（月）	
第 2	試 験 の 場 所		
1	筆 記 試 験	北海道庁赤れんが庁舎 2 階（札幌市中央区北 3 条西 6 丁目）及び北海道庁別館地下 1 階（札幌市中央区北 3 条西 7 丁目）	
2	口 述 試 験	北海道庁赤れんが庁舎 2 階	

平成13年 6 月20日（水）から 7 月 4 日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）。ただし、郵送によるものは、平成13年 7 月 4 日までの消印のあるものに限って受け付ける。

午前 9 時から午後 5 時まで

北海道改良普及員資格試験条例（昭和27年北海道条例第69号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項から第 3 項までのいずれかに該当する者

第 5 受 験 手 続

1 受 験 願 書 の 請 求

受験願書は、北海道農政部農業改良課普及推進係（札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 専用郵便番号 060 - 8588）に請求すること。郵送による場合は、封筒の表面左側に「改良普及員資格試験受験願書請求」と朱書きし、あて先を明記して返信用切手（140円分）を貼った封筒（A 4 サイズが折らずに入るもの）を必ず同封すること。

2 受 験 願 書 の 提 出

受験願書は、次に掲げる書類を添えて北海道農政部農業改良課普及推進係に提出すること。郵送による場合には、封筒の表面左側に「改良普及員資格試験受験願書在中」と朱書きすること。

(1) 写真（最近 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、手札型で台紙のないもの。なお、裏面に氏名及び撮影年月日を自書すること。）

北海道告示第 881 号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第15条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

平成13年 5 月15日

北海道知事 堀 達 也

登録番号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	保 証 成 分 量 (%)	その他の規格
北 海 道 第2757号	肉 骨 粉	グリーンングロー	窒素全量 6.0 りん酸全量 12.0	該当なし
北 海 道 第2759号	同	カミチク肉骨粉有機質肥料	窒素全量 5.0 りん酸全量 5.0	同
北 海 道 第2764号	蒸製骨粉	カミチク骨粉有機質肥料	窒素全量 4.0 りん酸全量 17.0	同
北 海 道 第2775号	乾血及びその粉末	乾燥血粉肥料	窒素全量 13.0	同

名 称	住 所	業 者	失 効 年 月 日
株式会社北海道畜産公社	札幌市中央区北四条西 1 丁目 1 番地		平成12.10.13
同	同		12.11.16
同	同		13. 1.13
同	同		11. 3.29

北海道告示第 882 号

昭和55年北海道告示第 2 号（漁船損害等補償法の規定に基づく加入区の指定）の一部を次のように改正する。

平成13年 5 月15日

北海道知事 堀 達 也

1 法第112条第 2 項本文の規定により漁業協同組合の地区の区域の全部を加入区とするものの表小安加入区の項及び戸井西部加入区の項を削る。
1 法第112条第 2 項ただし書の規定により漁業協同組合の地区の区域の一部を加入区とするものの表銭亀沢加入区の項の次に次の 1 項を加える。
戸井町加入区 亀田郡戸井町のうち字弁天町、字泊町、字館町、字浜町、字二見町及び字原木町を除く区域

北海道告示第 883 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成13年 5 月15日

北海道知事 堀 達 也

1 保安林予定森林の所在 礼文郡礼文町大字香深村字トシナイ 850・851（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
3 指 定 施 業 要 件
(1) 立木の伐採の方法

北海道告示第 884 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成13年 5 月15日

北海道知事 堀 達 也

1 解除予定保安林の所在 河東郡士幌町字中士幌165の13（次の図に示す部分に限る。）場所
2 保安林として指定された目的 風害の防備
3 解 除 の 理 由 排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 885 号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成13年 5 月15日

- 1 (1) 解除予定保安林の所在
場所

北海道知事 堀 達 也

網走市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 (2) 保安林として指定され
た目的

風害の防備
- 3 (3) 解 除 の 理 由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び網走市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 2 (1) 解除予定保安林の所在
場所
- 赤平市幌岡町507の 1 （次の図に示す部分に限る。）

- 2 (2) 保安林として指定され
た目的

水源のかん養
- 3 (3) 解 除 の 理 由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び赤平市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 (1) 解除予定保安林の所在
場所
- 滝川市江部乙町4223の 3 ・ 4223の 4 （以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 (2) 保安林として指定され
た目的

水源のかん養
- 3 (3) 解 除 の 理 由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び滝川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 4 (1) 解除予定保安林の所在
場所

岩内郡共和町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 (2) 保安林として指定され
た目的

水源のかん養
- 3 (3) 解 除 の 理 由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び共和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 5 (1) 解除予定保安林の所在
場所

勇払郡穂別町字栄163の 3 （次の図に示す部分に限る。）
- 2 (2) 保安林として指定され
た目的

土砂の流出の防備
- 3 (3) 解 除 の 理 由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び穂別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 886 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成13年 5 月15日

北海道知事 堀 達 也

1	道路の種類	道路							
2	道路の路線名、	区域及び縦覧場所							
	路	線	線	区	間	変更前 後の別	敷地の幅員	延	長
									国道等との重複区間
									縦
									覧
									場
									所
仁	別	大	曲	線					
					</				

恵庭岳公園線
恵庭市盤尻国有林石狩森林管理署恵庭事務所²⁴林班へ小班から恵庭市盤尻国有林石狩森林管理署恵庭事務所²⁴林班い1小班まで

	後	前
	9.50mから16.23mまで	1,215.50m
	49.30mから74.00mまで	147.57m

北海道札幌土木現業所

東三川由仁停車場線
夕張郡由仁町新光²¹番地先から夕張郡由仁町新光³²⁰番3地先まで

	後	前
	17.22mから26.17mまで	335.00m
	12.33mから24.19mまで	336.00m

同

古平神恵内線
古宇郡神恵内村大字神恵内村字トーヅル¹⁴²⁷番地先から古宇郡神恵内村大字神恵内村字トーヅル国有林函館分局後志事業区1146林班ろ小班地先まで

	後	前
	18.00mから65.00mまで	154.00m
	54.00mから70.00mまで	154.00m

北海道小樽土木現業所

豊頃糠内芽室線
帯広市大正町189番3地先から帯広市大正町東3線97番1地先まで

	後	前
	17.50mから27.27mまで	667.17m
	22.09mから30.00mまで	667.17m

北海道帯広土木現業所

音更新得線
河東郡音更町音更西1線67番1地先から河東郡音更町音更西1線71番2地先まで

	後	前
	21.00mから26.00mまで	544.00m
	25.50mから29.00mまで	544.00m

同

八千代帯広線
帯広市別府町32番2地先から帯広市別府町34番8地先まで

	後	前
	15.00mから68.00mまで	373.00m
	15.00mから29.00mまで	373.00m

同

雄別釧路線
阿寒郡阿寒町字舌辛原野²²線北17番6地先から阿寒郡阿寒町字舌辛原野²¹線号外14番13地先まで

	後	前
	10.90mから21.00mまで	2,006.23m
	10.90mから50.49mまで	2,006.23m

北海道釧路土木現業所

阿寒郡阿寒町字舌辛原野²¹線号外14番5地先から阿寒郡阿寒町字舌辛原野²⁰線号外8番8地先まで

	後	前
	10.90mから12.20mまで	703.00m
	17.75mから39.08mまで	703.00m

同

沓形仙法志鷺泊線
利尻郡利尻富士町鬼脇字鷺泊152番3地先から利尻郡利尻富士町鬼脇字鷺泊297番地先まで

	後	前
	14.36mから17.08mまで	733.79m
	14.36mから17.08mまで	733.79m

北海道稚内土木現業所

後 12.52m から 730.00m
48.90m まで

北海道告示第 887 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年5月15日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 本別浦幌線
- 3 道路の区域 区

変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
十勝郡浦幌町字円山113番 1地先から十勝郡浦幌町字 円山113番1地先まで	25.50m から 33.00m まで	100.00m	—
後	25.50m から 33.00m まで	100.00m	—

北海道告示第 888 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年5月15日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 温根別剣淵停車場線
- 3 道路の区間 区

変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
士別市温根別町3896番2 地先から士別市温根別町 3518番9地先まで	10.90m から 10.90m まで	873.00m	一般国道239 号における 12.00mの間

後	15.46m から 27.81m まで	873.25m	一般国道239 号における 12.00mの間
士別市温根別町3896番2 地先から士別市温根別町 3518番9地先まで	12.00m から 31.70m まで	900.00m	一般国道239 号における 12.00mの間

北海道告示第 889 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年5月15日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 上武利丸瀬布線
- 3 道路の区間 区

変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
紋別郡丸瀬布町上武利国有 林網走西部森林管理署丸瀬 布事務所66林班な小班地先 から紋別郡丸瀬布町上武利 国有林網走西部森林管理署 丸瀬布事務所66林班な小班 地先まで	6.00m から 6.00m まで	1,005.00m	—
後	18.95m から 35.20m まで	1,000.15m	—

北海道告示第 890 号

平成13年北海道告示第818号（道路の区域の変更）の一部を次のように改正する。

平成13年5月15日

北海道知事 堀 達 也

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所の項江別恵庭線の事項中「27.08m から39.03m」を「27.80m から39.03m」に改める。

北海道告示第 891 号							
公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面の埋立に関する工事のしゅん功を認可した。							
平成13年 5月15日							
1 しゅん功認可の年月日		平成13年 5月 7日		北海道知事		堀 達 也	
2 しゅん功認可を受けた者		北海道					
(1) 氏 名 又 は 名 称		北海道					
(2) 住 所		札幌市中央区北 3 条西 6 丁目					
(3) 代 表 者 の 氏 名		北海道知事 堀 達也					
3 埋 立 区 域		紋別郡湧別町港町45番 4 地先の公有水面					
(1) 位 置 域		次の 1 の地点から 6 の地点までを順次に結んだ線及び 1 の					
(2) 区 域		地点と 6 の地点とを結んだ線によって囲まれた区域					
1 の地点		漁港原点（北緯44度13分41秒、東経143度37分31秒）から					
2 の地点		方向角90度08分29秒の方向385.19 m の地点					
3 の地点		1 の地点から方向角22度09分51秒の方向174.55 m の地点					
4 の地点		2 の地点から方向角112度16分17秒の方向26.94 m の地点					
5 の地点		3 の地点から方向角22度42分52秒の方向0.47 m の地点					
6 の地点		4 の地点から方向角112度05分22秒の方向10.72 m の地点					
(3) 面 積		5 の地点から方向角202度13分06秒の方向175.02 m の地点					
4 免 許 年 月 日 及 び 番 号		6,563.63㎡					
5 公有水面埋立法第22条第 3 項の市町村名		平成10年 5月13日 砂防第113 - 21号					
		湧別町					
北海道告示第 892 号							
都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。							
平成13年 5月15日							
1 (1) 施 行 者 の 名 称		旭川市		北海道知事		堀 達 也	
(2) 都市計画事業の種類及び名称		旭川圏都市計画道路事業（ 3 ・ 4 ・ 34号末広高台通）					
(3) 事業施行期間		平成13年 5月15日から平成18年 3月31日まで					
(4) 事業用地 収用の部分		旭川市春光台 4 条 1 丁目、春光台 4 条 2 丁目、春光台 5 条 1 丁目及び春光台 5 条 2 丁目地内					
2 (1) 施 行 者 の 名 称		旭川市					
(2) 都市計画事業の種類及び名称		旭川圏都市計画道路事業（ 3 ・ 4 ・ 58号神楽 3 条通）					
(3) 事業施行期間		平成13年 5月15日から平成20年 3月31日まで					
(4) 事業用地 収用の部分		旭川市神楽 2 条 9 丁目、神楽 2 条10丁目、神楽 2 条11丁目、神楽 2 条12丁目、神楽 3 条 9 丁目、神楽 3 条10丁目、神楽 3 条11丁目、神楽 3 条12丁目及び神楽岡公園地内					
3 (1) 施 行 者 の 名 称		網走市					
(2) 都市計画事業の種類及び名称		網走都市計画道路事業（ 3 ・ 4 ・ 11号北山通）					
(3) 事業施行期間		平成13年 5月15日から平成18年 3月31日まで					
(4) 事業用地 収用の部分		網走市北12条西 2 丁目及び海岸町地内					
4 (1) 施 行 者 の 名 称		苫小牧市					
(2) 都市計画事業の種類及び名称		苫小牧圏都市計画道路事業（ 3 ・ 3 ・ 31号王子通、 3 ・ 2 ・ 32号旭大通及び 3 ・ 3 ・ 28号駅前中央通）					
(3) 事業施行期間		平成13年 5月15日から平成17年 3月31日まで					
(4) 事業用地 収用の部分		苫小牧市表町 3 丁目、表町 4 丁目、若草町 1 丁目、若草町 2 丁目、若草町 3 丁目及び若草町 4 丁目地内					
5 (1) 施 行 者 の 名 称		士別市					
(2) 都市計画事業の種類及び名称		士別都市計画道路事業（ 3 ・ 4 ・ 16号東広通）					
(3) 事業施行期間		平成13年 5月15日から平成18年 3月31日まで					
(4) 事業用地 収用の部分		士別市東 6 条11丁目、東 6 条12丁目、東 6 条13丁目、東 6 条14丁目、東 6 条15丁目、東 5 条14丁目、東 5 条15丁目、東 5 条16丁目					

及び士別市地内

において事業地を変更する。

北海道告示第 894 号

平成13年北海道告示第783号（都市計画事業の認可）の一部を次のように改正する。

平成13年 5 月15日

北海道知事 堀 達 也

17(3)の事項中「平成14年 3 月31日」を「平成16年 3 月31日」に改める。

公 報

北海道空知郡南幌町栄町 1 丁目及び中央 3 丁目地内

7(1) 施行者の名称 長沼町

(2) 都市計画事業の種類及び名称 長沼都市計画道路事業（3・4・4号南東通）

(3) 事業施行期間 平成13年 5 月15日から平成18年 3 月31日まで

(4) 事業地の収用の部分 北海道夕張郡長沼町東町南 3 丁目及び旭町南 3 丁目地内

8(1) 施行者の名称 美瑛町

(2) 都市計画事業の種類及び名称 美瑛都市計画道路事業（3・5・12号旭東通、3・5・11号東町通及び3・4・2号中央通）

(3) 事業施行期間 平成13年 5 月15日から平成16年 3 月31日まで

(4) 事業地の収用の部分 北海道上川郡美瑛町東町 1 丁目、東町 2 丁目、東町 3 丁目及び東町 4 丁目地内

北海道告示第 893 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成13年 5 月15日

北海道知事 堀 達 也

1 施行者の名称 帯広市

2 都市計画事業の種類及び名称 帯広圏都市計画道路事業（3・3・10号共栄通）

3 事業施行期間 平成11年 6 月 1 日から平成16年 3 月31日まで

4 事業地の収用の部分 平成11年北海道告示第967号の事業地のうち帯広市南町南 9 線地内

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。
平成13年 5 月15日

北海道知事 堀 達 也

1 業務概要

(1) 業 務 名 文書館所蔵資料のデータ化事業

(2) 事業内容 文書館所蔵の刊行物等に係る資料のデータベース化を図り、刊行物等の整理・管理及び検索の迅速化を実施するため、カード目録や資料台帳からのデータ入力・調整作業並びにデータベースのシステム開発を委託する。

(3) 履行期限 平成14年 3 月25日

2 参加資格及び特定基準

(1) プロポーザルの提出者に要求される資格

ア 資本金が500万円以上であること。

イ 道内企業又は道内に営業拠点を有する業者であること。

ウ 原則として、過去 2 年間にわたり国又は地方公共団体とシステム開発やデータ入力作業等の業務を 2 回以上にわたって契約締結し、確実に履行した実績を有すること。
ただし、実績がなくとも業務を実施する実力があり、かつ、確実に履行できる見込のある業者も含めるものとする。

エ 事業の実施に伴う新規の雇用及び就業機会の創出に係る労務費の割合が、原則として委託費の25%以上を確保できること。

(2) プロポーザルの特定基準

ア 事務所の実力

イ 実施体制等

イ 新規雇用の考え方

新規雇用の業務内容、雇用数、新たな就業の可能性等

ウ システムの充実度
業務の省力化、システムの操作性等
3 手続等

- (1) 担当部局（連絡・照会先）
郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）
北海道立文書館資料課私文書係
北海道立文書館資料課私文書係
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 824
ファクシミリ 011 - 232 - 1851

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
平成13年 5 月15 日（火）から21 日（月）まで（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前 9 時から午後 5 時まで）
交付場所は、(1)に同じ。
直接交付する（郵送はしない。）。
(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
平成13年 5 月22 日（火） 午後 5 時必着
提出場所は、(1)に同じ。

- (4) プロポーサル提出要請書の送付
プロポーサル提出業者として選定された業者には、選定通知及びプロポーサル提出要請書を送付し、選定されなかった業者には、その理由を付して通知する。
(5) 提出業者として選定された業者からのプロポーサルの提出期限並びに提出場所及び方法
平成13年 6 月 8 日（金） 午後 5 時必着
提出場所は、(1)に同じ。
持参すること。

- 4 その他
(1) 契約書作成の要否
(2) 関連情報入手するための照会先
3 の(1)に同じ。
(3) その他
後日、プロポーサルに関するヒアリングを行う。
詳細は、プロポーサル説明書によること。

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の 6 の 4 第 3 項の規定により、次の特約業者の指定を取り消した。

- 平成13年 5 月15 日
1 氏 名 又は 名 称 登和石油株式会社
2 代 表 者 の 氏 名 和 田 卓 士
3 主たる事務所又は 事業所の所在地 登別市登別本町 3 丁目18番地 1
4 指定の取消年月日 平成12年12月 1 日

文 庁 報 長

北海道渡島支庁告示第13号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第92号）第37条第 1 項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条第 1 項の規定により公告する。

- 平成13年 5 月15 日
1 住 所 北海道渡島支庁長 泉 川 睦 雄
2 商 号 又は 名 称 花田商事
3 氏 名 花 田 相 一
4 登 録 番 号 北海道知事(2)渡第00696号
5 登録取消年月日 平成13年 4 月25 日

独立行政法人北海道立総合研究機構

北海道立函館水産試験場告示第 2 号

平成13年北海道立函館水産試験場告示第 1 号（一般競争入札による道有財産（船舶）の売却）の一部を次のように改正する。

- 平成13年 5 月15 日
第 8 の事項を次のように改める。
8 落札者の決定方法
財務規則第151条第 1 項の規定により定めた予定価格以上のものので最高の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

調 査 本 部 告 示

北海道警察本部告示第65号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成13年5月15日

北海道警察本部長 山 田 高 廣

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

夏用タイヤ 462本

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 限 平成13年6月8日

(4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部1階入札会場

(2) 入 札 日 時 平成13年5月29日 午前10時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税

（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札

保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」とい

う。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 郵便等による入札

(1) 郵便による入札は認めない。

(2) 電報による入札は認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をも
って入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各
号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す
る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り
捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課
税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に
相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業
者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520

北海道札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

正 誤

。平成13年2月16日（第1237号）

北海道人事委員会規則1 - 6（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の施行に伴う

関係人事委員会規則の整備に関する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

142 下 23から25まで

張 第2条を次のように改める。

（支給額等）

第2条 道職員給与条例第十七条の三第二項

第一条第一項を次のように改める。

道職員給与条例第十七条の三第二項

出

平成十三年五月十五日

火曜日

一一八

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印 編 発

刷 集 行

富 北
士 海
プ 道
リ 総
ン 務
ト 部
株 法
式 制
会 文
社 書
道 課